

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様

北 大 阪 地 域 協 議 会
議 長 重 澤 嘉 男 様

豊 中 地 区 協 議 会

議 長 重 長 寿 典 様

豊 中 市 長

長内 繁樹

2020(令和 2)年度政策・制度予算に対する要請について(回答)

2019 年 12 月付けで提出のありました要請書について、別添のとおり回答いたします。

1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1)就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績(利用件数、就職者数など)を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。

【回答】市民協働部

本市では平成 15 年度(2003 年度)に地域就労支援センターを開設し、関係機関と連携しながら就労困難者を雇用・就労につなげ、一人ひとりの自立・就労を支援してきました。

また、地域労働ネットワークをはじめとする労働関係機関とも連携を強化するとともに、これまでの地域就労支援センターでの取り組みや生活困窮者自立支援事業等の仕組みを活用し、地域における多様な社会資源と連携を深めながら、就労支援の拡充に取り組めます。

<継続>

②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強

化すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着(離職率の改善)に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

【回答】福祉部

職場への定着支援につきましては、平成 30 年 4 月からはじまりました就労定着支援のサービスを検証し、効果測定と課題の抽出を行います。また個々の状況に合わせ様々な社会資源を活用しながら、きめ細やかな支援体制を構築してまいります。

【回答】市民協働部

本市では、障害者雇用について、雇用の受け皿となる企業向けに、豊中版ジョブライフサポーター養成講座等を実施するなど、多様な人材を受け入れできる環境整備に取り組めます。

<継続>

③女性の活躍推進と就業支援について(★)

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

【回答】人権政策課

本市では、平成 29 年(2017 年)3 月に改定した「第 2 次男女共同参画計画」のみならず、令和元年(2019 年)9 月に策定した「経営戦略方針 2019~2022」でも、「女性のキャリアアップ推進」「育児・介護と仕事の両立支

援」を取組方針の一つとして位置づけ、女性の多様な働き方への支援を行ってきました。推進状況については、「第2次男女共同参画計画」に基づいてとりまとめた年次報告書を検証し、施策の拡充を図っております。

女性の再就職支援については、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷを中心とし、検証した内容を反映させながら、引き続き、幅広い支援を行ってまいります。

【回答】市民協働部

女性の就業支援につきましては、就労支援事業や生活困窮者自立支援制度を活用し、個々の希望や状況に応じた就労支援・定着支援を実施しております。

また、地方創生推進交付金を活用し、結婚や出産等で離職した女性を対象に再就職支援を実施しております。

(2) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

< 継続 >

① 「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくするため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

【回答】市民協働部

「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知については、事業者に関係法令などを周知することが重要なことから、事業者向けに「勤労者ニュース」を発行しており、今後も周知を図っていきます。中小企業は施行時期が異なるため、広報で周知を務めます。

< 継続 >

② 法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働

局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。

【回答】市民協働部

本市が発行する「勤労者ニュース」において働き方改革関連法など労働法制に関する変更点などの啓発をするとともに、労働に関するセミナーを企業・経営者向けにも実施し、周知・徹底をはかっています。

また、労働者が自らの権利を守るための知識を身に付けてもらうための「働くための基礎知識講座」を開催するとともに、専門相談員を配置した市独自の労働相談を週に3日実施し、市民・労働者が労働問題に直面した時に市内で相談できる体制を構築しています。令和元年度は、冊子「労働トラブルを防止するために知っておきたい基礎知識」を全面改訂し、発行しました。働く人・雇う人双方に役立つ冊子としており、本市の労働相談に寄せられる事例などを勘案しています。

< 継続 >

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】市民協働部

本市では、地方創生事業に関する交付金を活用し、若者や母子家庭の母等就労困難者の雇用創出に資する事業に取り組んでいます。事業所内体験実習の受入企業の開拓及び受入プログラムの作成を通じて、求職者と企業が会う機会の拡充に取り組んでいます。

また、介護・福祉分野の定着支援施策につきましては、関係課等と連携を図りながら人材確保に向けた取組みに努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

< 継続 >

① 男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男

「女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

【回答】こども未来部

ワーク・ライフ・バランス社会の実現のために、次世代育成支援対策推進法の趣旨をふまえ、公民館等との共催による「ワーク・ライフ・バランス」講座や父親向けの子育て講座、子ども・若者に対しては学校へ出向いて講座を実施するなど、共働き・共育への意識の醸成を図っています。

また、子育てと仕事の両立においては、事業主の理解及び協力が必要であることから、企業や事業者向けの講座を実施するとともに、今年度から「とよなかイクボス宣言」登録制度を設け、先進的な企業の取組み事例の発信などに取組み、男性の意識改革も視野にいられた事業展開に努めます。

【回答】人権政策課

本市では、安心して働き続けられる環境を整備するため、庁内の各関係課で構成する男女共同参画推進連絡会議実務担当者会議を設置しました。この会議を通じて、女性の就労支援だけでなく、ワーク・ライフ・バランスを含めた事業所への働き方の見直しの促進、働き続けやすい雇用環境の促進に向けて取り組んでまいります。

そして、市民や事業所等への相談窓口の啓発や周知も引き続き行ってまいります。

【回答】市民協働部

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく安心して働き続けられる環境整備にむけては、事業者に関係法令などを周知することが重要なことから、事業者向けに「勤労者ニュース」を発行しており、今後も周知を図っていきます。

<継続>

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

【回答】市民協働部

労働者が病気を抱えても活躍できるためには会社のサポートが重要なことから、市立豊中病院とも連携し、市内事業所向けに「勤労者ニュース」等で、啓発を図っ

ていきます。

<新規>

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

【回答】総務部

不当労働行為を行った企業に対しての入札参加停止措置については、府をはじめとする周辺自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

※現在、大阪府の参加停止要綱においても、当内容についての項目はありません。

<新規>

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。

【回答】人権政策課

本市では、外国人市民のために行政情報をはじめとした生活に役立つさまざまな情報を掲載した「とよなか生活ガイドブック」を配布するとともに、市役所ととよなか国際交流センターに多言語対応の相談窓口を設け、行政手続きや生活に関する相談業務を行っています。

また、外国人のための日本語教室もとよなか国際交流センターのほか、市内各施設で実施しています。

今後も外国人市民が安心して暮らすことができるように、これらの事業の拡充を検討するとともに、多文化共生施策の充実を図ります。

【回答】市民協働部

広報とよなか外国人向け市政案内情報で、地域で働き暮らす外国人に対し、労働関係法令に関する情報を提供しています。また、母国語での相談を希望する人へは厚生労働省の外国人労働者向け相談ダイヤルを紹介するなど、適切に相談できるよう努めます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携

し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【回答】都市活力部

本市では、「豊中市中小企業チャレンジ促進プラン」に基づき、中小企業の経営力強化に向けて、新たな事業への取組みに対し、支援を行っています。ご指摘のMOBIOとの連携につきましては、今年度、MOBIO カフェ共同開催やMOBIOにおけるセミナーへの参加などにより支援策の把握や情報共有に努めております。また、事業所訪問や広報物の配架等によりMOBIOの支援施策を市内企業に情報発信するとともに、企業の相談内容に応じてMOBIOを紹介しており、引き続き連携して事業所を支援してまいります。

<新規>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

【回答】都市活力部

技能五輪は、青年技能者に目標を与えるとともに、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運が作り出されることが期待されています。

産業のまち・産業を応援するまちを内外にアピールするなど、中小企業の経営に焦点をあて施策を展開している本市といたしましても、広報物の配架等により技能五輪を市内企業に情報発信してまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】都市活力部

中小企業や開業に向けての資金繰り確保は、中小企業や開業者にとって大きな課題であることから、大阪府や日本政策金融公庫等の関係機関と連携を進め、公的制度融資の利用促進のための情報提供、相談受付環境の充実、公的制度融資利用の際の助成などを実施しているところであります。

今後も、社会経済情勢や中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な施策を実施してまいります。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP 制定のインセンティブ制度を導入すること。

【回答】都市活力部

自然災害等による事業中断を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧のための事業継続計画（BCP）の策定は中小企業にとっても重要であると考えます。今後とも中小企業への普及率を向上させるため、関係課や商工会議所などの関係機関と連携し、セミナーの開催等 BCP 策定に向けた支援を行ってまいります。

<継続>

(2)下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

【回答】都市活力部

中小企業の集積する本市では、中小企業の公正取引の確保は重要な課題であると認識しています。そのため、下請かけこみ寺の案内チラシの配架など、引き続き、公正取引確保に向けた施策の周知や関連施策の情報収集に努めるとともに、商工会議所とも連携し、きめ細かい情報提供を実施します。

<継続>

(3)総合評価入札制度の拡充と公契約条例の制定について（★）

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制

定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。

【回答】総務部

公契約条例の制定につきましては、国における法整備や府をはじめとする周辺自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進 (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】福祉部

本市では平成 29 年 3 月に豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を策定し、『誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせること』を実現する。そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一人ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。』という将来像に向けての考え方を示し、周知を図っています。また本市における地域共生社会の実現と、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な計画として、平成 31 年 3 月に策定した第 4 期豊中市地域福祉計画に基づき取り組みを進めています。

<継続>

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広く PR する取り組みを行うこと。また、市民が行政の実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNS を活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

【回答】健康医療部

「アスマイル」につきましては、令和元年 10 月 28 日の本格実施に伴い、広報とよなかや保健所ツイッターをはじめ、医療機関へのポスター掲示、薬局のデジタルサイネージへの掲載など、各関係機関と連携した PR 活動を実施しています。

令和 2 年度は、豊中市独自オプションを開始予定で

あり、より一層の PR 活動を実施していきます。

<新規>

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

【回答】健康医療部

医療機関の従事者向けに医療安全の研修等を実施しています。また、市内 19 病院へは毎年医療監視を行っており、その際に医療従事者に対する健康診断が適切に行われているかを確認しています。

【回答】市立豊中病院

市立豊中病院では、病院事業という業務の特性から夜間・時間外での緊急時への対応など労働環境の整備が難しい職場ではありますが、個々の専門職種に応じた働き方の見直しや業務負担軽減に取り組んでいます。

とくに職員のワークライフバランスに配慮した環境整備は重要と考えており、育児休業や看護・介護休暇などの休暇・休業制度、復職後の短時間勤務制度の導入、当直業務の免除など、職員のライフイベントに応じた支援を行っています。

また、仕事へのモチベーション向上を図る観点からも、専門職を対象に専門性を高めるための必要な研修機会を設けており、前述の取組みと併せて、人材確保、離職防止につながるよう努めています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と人材の定着

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

【回答】福祉部

介護人材の確保・定着のため、「処遇改善加算」等の加算要件の適切な確認と運用を引き続き行うとともに、市内の介護事業所をはじめ各関係機関と連携し、地域内での人的交流を進め、「生活支援サービス従事者研修」と受講者等に対する「お仕事説明会」の実施、

大阪府が開催する地域の介護人材確保に向けた検討会議への継続的な参加など、介護業界の人材確保に資する取り組みを進めて参ります。

<新規>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

【回答】福祉部

本市では平成18年度から、社会福祉法人等に委託し、市内7か所(日常生活圏域)において高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを運営してきました。

平成28年7月には、身近な相談窓口の増設を目的に、地域包括支援センター分室を新たに設置しました。現在、市内7圏域に地域包括支援センターとその分室(計14か所)を設置し、相談窓口の充実に取り組んでいます。

また、気軽に相談のできる身近な窓口となるよう、あらゆる機会を捉えて、地域包括支援センター及び分室の周知啓発を図ります。

さらに、外部委員による運営状況の評価等を通じて、地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<継続>

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。

【回答】こども未来部

本市は、平成31年4月時点で前年に引き続き待機児童ゼロを達成していますが、今後、教育・保育の無償化や女性の就労意向の高まりに伴う保育需要の増加が見込まれるため、「豊中版子育て安心プラン」を適宜見直し、必要に応じて保育所等の新規施設整備や既存施設の拡充等による受け皿の確保、利用者支援事業の充実に取り組みます。

また、小規模保育事業や事業所内保育事業等、各事業所の保育の質を確保するため、引き続き、整備時には認可等における指導や支援をしていきます。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】こども未来部

本市では、すべての特定教育・保育施設および認可外保育施設に対し、年1回以上の指導監査や立入調査を実施し、子どもの安全と適正な施設等の運営、また、教育・保育の質の確保に努めています。

また、教育・保育内容の評価の仕組みづくりの土台となる「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用・実践を通じ、教育・保育の質のさらなる向上に取り組んでいます。

研修については、認可外施設を含む市内全施設を対象に年間を通じて計画的に実施し、機会確保に努めています。

なお、保育士等の処遇改善等加算など国や本市独自の補助制度については、全体説明会や個別相談会等で周知を行い、活用の促進を図っていますが、各事業者において給与水準の確保が適正になされるよう、今後も引き続き推進していきます。

【回答】教育委員会事務局

放課後こどもクラブにつきましては、運営に必要な指導員(放課後児童支援員)および教室の確保に努めるとともに、年10回程度の研修を行い保育の質の向上に取り組んでいます。勤務条件等の改善につきましては、社会状況や国、他市の状況を踏まえながら対応してまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

【回答】こども未来部

病児・病後児保育事業については、国の事業を活用し、現在市内3施設で事業実施しています。他事業については、認可施設の整備にあわせ充足してきているところですが、今後も多様な利用者ニーズを踏まえながら、安心して子育てできる環境整備に努めます。

<新規>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町

村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

【回答】 こども未来部

企業主導型保育事業については、児童福祉法の規定に基づき開設時に認可外保育施設設置届の提出を求め、国の指導監督基準を満たしていることを確認しています。また、内閣府が委託している公益財団法人児童育成協会による施設への立入調査に加えて、国の指導監督基準に基づき、市が運営状況や設備状況等について年 1 回立入調査を実施し、保育の質の確保に努めています。認可施設への移行や地域貢献等については、国の動向を注視しながら、本市の保育施策に必要な対応をしていきます。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

【回答】 こども未来部

教育の機会均等を保障するための経済的支援については、ひとり親家庭の子どもなど不安定な家庭の経済状況により不利益を被ることがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金や高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金のほか、低額の学習支援事業を行うなど、様々な施策や情報提供を行い、適切な支援につなげています。

また、居場所の提供等も含め、子どもの学習支援を行う公民の多様な団体によるネットワークを構築し、情報交換を行っています。

【回答】 教育委員会事務局

平成 30 年度下半期から大阪府の「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、不登校支援にかかる学校への専門職の派遣(臨床心理士や社会福祉士)等、援助の充実に取り組んでいます。

少年文化館では平成 24 年度から「子どもの居場所づくり事業」を行っており、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちを対象に、健やかで心豊かに育んでいく場を創出・提供しています。また、「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学3年生に対して、義務教育後終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切り開くことができるよう、福祉事務所等の他部局と連携し「中 3 まなびの場」として学習の場を提供しており、今後においても取り組みを進めてまいります。

【回答】 市民協働部

本市では、「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」として、学習面に加えて生活面や社会面の向上に向けて多様な学びや体験の機会を提供することで、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的イメージの形成や就職、再就職、進学などを選択できる居場所づくりに取り組んでいます。

<継続>

(7)子どもの虐待防止対策について (★)

児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。

【回答】 こども未来部

児童虐待防止に関する啓発活動については、こども園や学校、地域、関係機関にチラシ配布やポスター掲出により、施設の利用者も含め相談先を周知するとともに、職員が地域に赴き市民や関係者向けに『児童虐待』をテーマに講座を開催しています。特に 11 月の児童虐待防止月間には、駅頭啓発をはじめとする様々な取組みにより集中的に周知を図ったところです。

令和 2 年度においては、「いじめや虐待を許さない社会づくり」をめざし、啓発活動や支援力の強化に向けた取組みを更に進めていきます。

【回答】 健康医療部

子育て世代包括支援センターの取り組みとして、利用者支援事業や産前・産後サポート事業に加え、産後うつや早期発見、虐待予防のために平成 29 年度より産婦健康診査の公費助成、産後ケア事業を行っています。

また子育て世代包括支援センター母子保健型である 3 つの保健センターにおいて、保健師・助産師等の医療職や社会福祉士による相談支援を実施するとともに、引き続き様々な研修を通して人材育成を行い、子育て支援の更なる充実に努めていきます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数

学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。さらに、産休・育休・病休・介護休等にもなう臨時的任用教職員など、すみやかに配置すること。

【回答】教育委員会事務局

小学校での少人数学級編制の対象学年の拡大については、新たな教職員定数改善計画の実施に向け、国・府に要望しております。あわせて、市独自の 35 人学級については、小学校三年生からの段階的な実施に向けて着実に進めています。

教職員の長時間労働の是正については、出退勤システムの活用により、客観的な勤務時間を把握するとともに、業務サポートスタッフの試行実施、部活動のあり方、時間外留守番電話対応、会議の精選、ICTの活用の促進などを進めていきます。また、豊中市独自の学級編制の弾力化等により、一人ひとりの業務負担を軽減していきます。

母性保護の推進については最重要課題であると認識しており、臨時的任用教職員などの早期派遣については、今後とも努力していきます。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について (★)

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

【回答】教育委員会事務局

教育の機会均等を保障するための経済的支援としては、一定の所得等の基準を満たした児童・生徒の保護者に向けた就学援助や、高等学校等へ進学する学生に向けた奨学金等の制度を実施しています。

<継続>

(3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまでに以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【回答】教育委員会事務局

小学校及び中学校においては、子どもたちが社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度、勤労観や職業観を育むため、小中一貫教育推進事業にキャリア教育の推進とカリキュ

ラムづくりを位置づけ、中学校区を単位とした義務教育 9 年間を見通した取り組みを進めております。

主権者教育につきましても、社会科の授業において、政治のしくみや選挙制度、法に基づく公正な裁判などについて学習し、単に知識としての理解に終わることなく、その意義や社会の一員として課せられた役割などについて、子どもたちが発達段階に応じて興味・関心を持ちながら、また実生活とも関連付けながら学べるよう指導を進めております。

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

【回答】人権政策課

本市では、日本国憲法や人権擁護都市宣言、人権文化のまちづくりをすすめる条例の理念に基づき、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられるよう、人権に関する意識啓発に取り組んでいます。ヘイトスピーチについても許されない行為であり、これまで講演会やポスター等により啓発を行っています。

令和元年 11 月には、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)が施行されました。

今後も法や府条例の趣旨に沿って引き続き啓発に努めるとともに国や府、他市等の動向を注視し対策を講じてまいります。

<補強>

②多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて 2017 年 3 月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015 年 3 月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、豊中市においても同趣旨の条例制定を進めること。

【回答】人権政策課

本市では、第 2 次男女共同参画計画改定版で、性的マイノリティの人権尊重を位置づけ、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷや豊中人権まちづくりセンター、螢池人権まちづくりセンターなどにおいて、講座や

パネル展等の市民啓発を実施しております。また性的マイノリティをテーマとした市職員の人権研修も年々増加しており、性的マイノリティに関する学習機会の提供や啓発にも取り組んでおります。

LGBTをはじめとする性的マイノリティに関するパートナーシップ証明等の制度や方針については、大阪府市長会を通じて、国の省庁などに法制度や環境整備、支援について働きかけをおこなっております。今後も大阪府市長会と連携するとともに、国や大阪府、他県を含め、他市の状況や取組みなどを見極めながら、啓発や情報収集を進め、性的マイノリティの人権が尊重されるよう努めてまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】人権政策課

本市はこれまでも同和問題の解決のため、さまざまな施策を市民や事業者をはじめ関係機関と協働・連携して取り組み、地域の住環境や経済及び教育などの格差は大きく改善されてきました。しかし、依然として根強い差別意識や忌避意識が存在しており、差別意識の解消を図っていくことが必要であると認識しております。引き続き部落差別解消推進法の周知、啓発に努めてまいります。

【回答】都市活力部

豊中企業人権啓発推進員協議会は、同和問題をはじめとする人権問題解決のために、企業において人権問題に対する正しい理解と認識を踏まえ、企業の立場から人権啓発の充実と就職の機会均等を通じて人権尊重社会の実現を目的として昭和56年(1981年)に組織され、市は事務局を担っています。引き続き円滑な協議会活動の推進に向け支援を行ってまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<新規>

(1) 海洋プラスチック対策の実施

プラスチックは広く社会に浸透しており、人々の生活に利便性と恩恵をもたらしている。

一方で、意図的、非意図的に関わらずプラスチック

は適正に処理されないことも多く、全世界で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸域から海洋へ流出していると推察されている。これらを防止するため、特にレジ袋やペットボトル等のワンウェイプラスチック製品の製造販売を抑制するよう業界に働きかけるとともに、拡大生産者責任を通じた回収・リサイクルの仕組みを確立すること。

【回答】環境部

ワンウェイプラスチック製品の製造販売を抑制するよう業界への働きかけについては、レジ袋の削減に向け、レジ袋の無料配布中止を趣旨とした「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の参加事業者を拡大するよう事業者への働きかけを行うとともに、ペットボトルの削減に向け、マイボトルの持参運動などの取組みを事業者と協働で進めていきます。

また、拡大生産者責任を通じた回収・リサイクルの仕組みの確立については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るため、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者に負担させることや合理化拠出金が発生しなくてもリサイクルの推進に繋がる制度の充実等、事業者による発生抑制等や市町村の選別等の処理に対し、インセンティブが働くような制度を確立するよう国・府に対し要望しています。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の効果的な推進(★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

【回答】環境部

食品ロスの削減については、市や地域のイベントなどで豊中社会福祉協議会と連携し、フードドライブを実施しており、提供された食品を子ども食堂などで利用いただいております。

小学校給食から発生する食品ロスへの対策として、食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込めて職員が作成した絵本「きょうのきょうしよくな～にかな」をこども園等の年長児に、その保護者には食生活におけるもったいないの気づきによりごみの減量へと繋がるよう作成した「食品ロス・ゼロハンドブック」をそれぞれ配布し、食品ロス削減に向けた周知活動を継続的に実施しています。また、宴会での食品ロス対策として、「宴会の開始から30分と、終了10分前には席に座って食事を楽しみましょう」という3010運動の取組みの推進に努めております。

今後とも、市民・事業者への広報周知やフードドライブ活動の支援を通じて、食品廃棄物の削減に向けた総合的な周知の取組みを実施します。

<継続>

(3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】市民協働部

消費者の自立を図り、倫理的な消費行動など消費者が地球や社会、将来世代のことを考えて行動する倫理的消費（エシカル消費）により、公正で持続可能な社会をつくっていくような消費者市民社会の構築をめざした消費者教育推進計画に基づき、効果的な消費者教育の推進を図っていきます。

具体的には、学校や地域に出向く出前講座、くらしの安心メール配信・消費生活情報紙「くらしの情報」などの情報提供等により、啓発及び消費者教育を行ってまいります。特に、出前講座においては消費者被害を未然防止する一方、消費者が過剰な要求・行動に陥らないよう契約に関する基本的事項の確実な習得に努めてまいります。

<新規>

(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

【回答】市民協働部

65歳以上の市民を向けて出前講座や高齢者利用施設、校区福祉委員会の催し等で情報提供・注意喚起を行うとともに、簡易型自動録音機の配布等により被害防止の強化を図ります。

また、消費者安全確保地域協議会等を通じて警察等関係機関と連携を図り、高齢者等の消費者被害に引き続き取り組んでいきます。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<補強>

(1)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長、また設置後の補修についての助成を国・大阪府に働きかけを行うこと。

【回答】都市基盤部

市では、鉄道駅舎等におけるバリアフリー化の実現のため、鉄道事業者が駅舎に設置するエレベーター等を設置することに対して補助を実施しておりますが、維持管理・更新に対する財政支援措置は、国同様現在のところ考えておりません。

また、鉄道事業者が駅舎に可動式ホーム柵等を設置することに対しても、利用者数に関わらず、補助を実施しておりますが、利用者10万人未満の駅に設置する際の支援等について国・大阪府に働きかけを行ってまいります。

<新規>

(2)高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

【回答】都市基盤部

高齢者ドライバーを対象とした安全運転支援に関しては、現在、国及び府において、ペダル踏み間違い防止装置等の補助事業について検討されており、市では、その動向を踏まえ、今後検討してまいります。また、ドライバー教育・講習の充実については、交通管理者と連携し、引き続き取り組んでまいります。

免許証返納の際のインセンティブ制度ですが、ホームページや交通安全教室等で、より一層の周知に努めてまいります。

また、本市は公共交通改善計画に基づき、マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の整備を目指しており、その実施施策の一つとして令和元年10月から西部地域においてデマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。今後も計画に基づき持続可能な交通体系のあり方について検討いたします。

<補強>

(3)防災・減災対策の充実・徹底（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニ

ュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【回答】危機管理課

避難行動要支援者名簿については毎年更新を行うとともに、実施マニュアルに基づき、地域で取り組む訓練への支援や指導を行うなど共助の取り組みの推進を図ります。また、市民向け出前講座や啓発冊子、ホームページ等様々な機会や媒体を活用して継続的に周知啓発に努めるとともに、災害時において緊急情報、被災者支援情報等をホームページのトップページへ掲載して参ります。

<継続>

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生 の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

【回答】危機管理課

人員体制について、災害時には部局ごとに災害対応の業務を決めておりますが、災害対策への十分な対応

ができるよう、人員が不足する部局に対しては他部局から応援職員の動員を行うことにより、全庁体制で災害対応を行うとともに、近隣自治体との災害時相互応援協定に基づき連携を図っていきます。

大阪北部地震では、帰宅困難者は発生していませんが、国や過去に発生した自治体の対応等を参考に応急対応の検討に努めて参ります。

また、外国人への多言語対応については、関係団体と協定を締結しており、今後も当該協定に基づき外国人への支援に努めて参ります。

【回答】人権政策課

本市では、災害時に外国人市民をはじめ、滞在する外国人への支援を円滑に行うため、平成 29 年 2 月に公益財団法人とよなか国際交流協会と「豊中市災害時多言語支援センター設置に関する協定書」を締結しています。

今後も公益財団法人とよなか国際交流協会等と緊密に連携しながら、災害時の外国人支援に資する多言語での情報発信の充実に努めてまいります。

<継続>

(5)大阪府北部地震に対する支援について（★）

昨年 6 月に発生した「大阪北部地震」においては大きな被害がでた。大阪府として被災自治体への支援を継続して行うとともに、国に対しても必要な措置を求めること。特に社会的弱者への生活再建のための対策を講ずること。

【回答】危機管理課

大阪府、国に対しては、市長会等を通じ、必要な財政措置等について要望を行っております。

また、昨年度、地域防災計画の修正を行い、停電時の応急対応等必要な事項を盛り込んでいます。

<補強>

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【回答】危機管理課

浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域内で生活する住民が、緊急時に安全かつ迅速に避難できる避難場所や避難方法等に関し、ハザードマップなどを配布するなど、情報提供を行っています。また、地域が行う訓練やワークショップなどを支援して地域防災力の向上を目指します。

<継続>

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【回答】危機管理課

警察や防犯協議会などの関係団体と連携して、市内に1,230台の防犯カメラの設置を行っています。今後もこれらの関係団体と協力し、暴力行為の防止に係る効果的な対策を検討していきます

(2)最低賃金の引上げと法遵守について

大阪府地域最低賃金は、時間額838円となったが、雇用戦略対話で確認された全国平均1,000円、もしくは連合大阪リビングウェイジⁱ水準（時間額990円）へ早期に到達できるよう、中小企業への支援施策を関係機関と連携し強化を図ること。またワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となっていることから、国や労働局に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する金額水準まで引き上げる旨を明記した、意見書等の採択を検討すること。一方、最低賃金を下回る企業求人が見受けられることから、法違反について労働基準監督署とも連携を図り、適切な措置を講じること。

【回答】市民協働部

最低賃金の周知など各種労働法制については、事業所向けの勤労者ニュース（2,000部、年1回）の発行や、国や府等が発行する啓発媒体の配布、市ホームページの「雇用・労働」において最新情報の提供に努めています。今後、無料職業紹介事業等を通じた企業等への情報提供も含めて周知に努めていきますとともに、

法違反に対する罰則規定等についても周知を図ってまいります。

ワーキングプアの問題については、関係各課と連携を図り、意見書等の採択も視野に入れながら国の動向を注視していきたいと考えております。

また、労働法令に違反すると思われる事例が見受けられた場合は、大阪府総合労働事務所や労働基準監督署と連携し、対策を講じていきます。

(3)地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する地域就労支援事業ⁱⁱについて、市町村の事業実績を検証し「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業を推進すること。また相談対応等について事例集を作成し、適宜情報交換を行い、効果的な体制を構築すること。さらに、地域での活動強化の観点から「地域労働ネットワークⁱⁱⁱ」を活用し、地域における労働課題の集約から具体施策に反映すること。

【回答】市民協働部

大阪府地域就労支援事業推進協議会における他市の事例も参考にしながら、市の就労施策に生かしていきたいと考えます。

また、相談対応等に対する事例集については、生活困窮者自立促進支援モデル事業における好事例の紹介などにより、相談に役立つよう対策を講じるとともに、地域労働ネットワークを初めとする労働関係機関とも連携を強化し、労働課題の解決に役立てていきます。

(4)生活困窮者自立支援の充実・強化について（★）

生活困窮者自立支援法^{iv}が2015年4月に施行されることから、これまで実施されたモデル事業や就労・生活支援を行っている民間団体などノウハウを参考にし、個々人の生活困窮者の事情や状況にあわせて、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援を有効に機能させること。とくに福祉および就労に係る部署が連携し、生活困窮者自立支援事業体制の充実を図ること。

【回答】市民協働部

市は、平成25年度（2013年度）から生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施しています。また、福祉部門と雇用部門が連携して就労支援を行う取り組みもすでに実施しており、来年度からの生活困窮者自立支援法の施行にあたっては、これまで実施してきた地域就労支援事業や生活困窮者自立促進支援事業を総括しながら、関係機関等とのネットワークを最大限に活かし、

実施していきます。

(5)メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化と法違反企業対策について

連合大阪や大阪府総合労働事務所、大阪労働局に寄せられる労働相談で、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が近年急増している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、予防対策や早期発見による適切な指導等が行えるよう相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

さらに、長時間労働の強要や強制的残業代のカットなどの法違反を行う悪質な企業が社会問題となっていることから、相談を通じてそのような疑いがあれば、労働基準監督署とも連携し、適切な施策を講じること。

【回答】市民協働部

市の労働相談におきましても、近年パワーハラスメントの件数は増加傾向にあります。この状況を受けまして、昨年度労働者事業者双方の労働トラブルを未然に防ぐ啓発活動として、「労働トラブルを防止するために知っておきたい基礎知識」の冊子を作成し、今年の成人式で配布するなど行いました。また、今年度は大阪府と協働しメンタルヘルス相談も含めた総合相談会も実施いたしました。来年度も、同様の啓発に努めていきます。

なお、労働法令に違反すると思われる事例が見受けられた場合は、適切に大阪府総合労働事務所や労働基準監督署への誘導を行ってまいります。

また、個別労働関係紛争に対する対応として、専門相談員を配置した労働相談を今後も実施するとともに、個別労働関係紛争にかかる訴訟資金の貸付などの労働紛争の解決支援も引き続き行っていきます。

(6)仕事と生活の調和推進にむけて

女性の雇用状況で、とくに大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブ^vの谷が全国平均より深い^vが、女性全体で見ると就業希望者は全国平均より高くなっている。そこで、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言^{vi}」登録事業者を増やす取り組みを強化し、労働局と連携し「くるみん」マーク^{vii}の認定について、引き続き企業へ周知すること。

【回答】人権文化部

これまで、第2次豊中市男女共同参画計画に基づき、

事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや啓発に取り組んできました。今後も、企業対象のセミナーなどを通じて、「男女いきいき・元気宣言」登録事業者制度や「くるみん」マーク認定制度について広く市内企業へ周知を図ってまいります。

【回答】こども未来部

くるみんマークの認定につきましては、認定条件となります一般事業主行動計画の策定を促進するため、市が発行する勤労者ニュース等にて周知を図っています。

引き続き、大阪府等の関係機関と連携しながら、仕事と子育ての両立の推進に向けて、定期的に市域の事業主に対し必要な情報の提供に努めます。

2.経済・産業・中小企業施策

(1)企業の流出防止と創業支援について

大阪府では2011年に引き続き、本社転出企業数が転入を上回り、前年を超える企業が移転していることから、市でも本社や事業所移転を食い止める大胆な企業立地補助や優遇税制施策を講じ、企業の流出防止と企業参入の促進を図ること。また、大阪府における事業所の開業率も2.9%と低水準であることから、市でも創業・操業支援施策を充実させること。

【回答】市民協働部

平成25年4月に「豊中市企業立地促進条例」を改正し、対象業種や交付要件を拡大するとともに、大阪国際空港の移転補償跡地の産業利用に関する覚書を新関西国際空港株式会社と締結し、特定業態による産業利用を優先した土地の売却を行うことで、より強力に企業立地に取り組んでいるところです。

また、市、豊中商工会議所、とよなか起業・チャレンジセンター、日本政策金融公庫十三支店の4者連携による「とよなか創業ナビ」の実施を通じて、各支援機関が持つ創業支援メニューを自在に利用できるようナビゲート(道先案内)を行い、創業・起業に向けた相談や、事業計画・資金調達計画の作成など、創業・起業に向けた総合的な支援をしています。

(2)観光産業の活性化について

来阪外国人旅行者数が2013年目標値を上回るなど、大阪観光局^{viii}が掲げた事業目標に対して成果はあがっているが、案内所の増設および案内員の増員、多言語標記への対応など、府や他の市町村と連携して、国際都市大阪に向けての施策を発展させること。また、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備や、観光施

設発展のための税制優遇なども推進すること。

【回答】政策企画部

市は、「豊中まちなかクラシック」、「とよなか創造界限」といった音楽・アートを活用したイベントや、市外に向けた PR・プロモーションなど、今後とも本市の特性を踏まえた取り組みを通して賑わいづくりに取り組んでいきます。

外国人向けの施策につきましては、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」に対する大阪府の動向等の情報収集に努めてまいります。

(3) 中小企業の積極的な支援について

中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくりの維持・強化と雇用の確保につながることから、技術・技能の伝承が行える施策を構築すること。そこで MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）^{ix} を積極的に活用するとともに、また「ものづくり B2B ネットワーク^x」による企業紹介件数は順調に増加していることから、成立・成約件数を可能な限り把握し、以降の事業展開につなげていくこと。

【回答】市民協働部

「豊中市中小企業チャレンジ促進プラン」に基づき、中小企業が自社の経営力強化に向けて新たに取り組むことへの積極的な支援を行っています。その中でも、とよなか起業・チャレンジセンターでは、ノウハウの共有や新たな連携などにつながる交流の場づくりなど、広く地域の中小企業に対して、きめ細やかな支援をしています。

併せて、MOBIOで実施されている各種セミナーや常設展示場の設置、また、「ものづくり B2B ネットワーク」でのビジネスマッチングなどの取り組みを、豊中市内事業所に紹介・情報提供し、MOBIOの積極的な活用を促すとともに、その後の活用状況の把握に努め、市の事業展開につなげてまいります。

(4) 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業向け融資制度の実績状況を勘案し、制度の見直しも視野に含め、有効かつ実効性を高める制度にするため、必要な対策を講じること。また、制度を変更する場合は、変更内容を当該の中小企業に対し、速やかに伝えること。

【回答】市民協働部

中小企業の資金繰り確保は、中小企業にとって大きな課題であることから、大阪府や日本政策金融公庫等

の関係機関と連携を進め、公的制度融資の利用促進のための情報提供、相談受付環境の充実、公的制度融資利用の際の助成などを実施しているところであります。

今後も、中小企業向け融資制度の実績状況を把握し、有効かつ実効性の高い制度の検討に努めるとともに、制度の周知を図ってまいります。

(5) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

市において、総合評価入札制度^{xi}の対象拡大が進んでいない状況にある。早期に拡充できるよう、取り組みを強化すること。また、公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定にむけた取り組みを推進すること。

【回答】総務部

試行で実施していた総合評価一般競争入札を平成 24 年度から標準型として本格導入し、さらなる総合評価の拡充をめざし、同年より、簡易型の総合評価一般競争入札を試行実施しています。

公契約条例の制定につきましては、国における法整備や府をはじめとする周辺自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

(6) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺^{xii}の相談件数が依然として高くなっている。下請二法^{xiii}や下請ガイドライン^{xiv}等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り適切な行政指導を行うこと。とくに本年は消費増税があり、価格転嫁をさせない取引先企業も見受けられ、来年も消費増税が予定されていることから、公正取引の確保に向けて関係省庁と連携をはかり、より一層厳しく行政指導にあたること。

【回答】市民協働部

中小企業の集積する当市では、中小企業の公正取引の確保は重要な課題であるため、「下請かけこみ寺」等の相談窓口の経営レポートへの掲載や、消費増税にともない国が発行したパンフレットの配架など、公正取引確保に向けた施策の周知に努めてまいりましたが、引き続き、商工会議所とも連携し、可能な限りの手段で、きめ細かい情報提供を実施します。

(7) 非常時における事業継続計画（BCP）について

事業継続計画（BCP）^{xv}については、東日本大震災以降注目を集めているが、中小企業への普及率がまだまだ低い状況にある。専門アドバイザーの配置や

中小企業の訪問などを通じて、広く周知・徹底すること。また未策定の市は、早急に策定へ向けた取り組みを行うこと。

【回答】危機管理室

企業などから要請があれば、出前講座で事業継続計画の必要性について啓発・周知を行っています。また市におきましては業務継続計画を作成し職員に啓発・周知を図っています。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域医療の拡充について

① 医療提供体制の確保

2013 年に策定された大阪府保健医療計画^{xvi}が中間年となる。保健医療福祉の一次サービスを担っている市の役割は重要であることから、5 疾病(ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神)、4 事業(救急医療・災害医療・周産期医療・小児救急を含む小児医療)及び在宅医療の 2017 年度設定目標値に到達できるよう、着実に取り組みを進めること。

【回答】健康福祉部

大阪府保健医療計画にかかる取組みについては、本市が事務局となっている豊能圏域における脳卒中地域連携クリティカルパス普及促進事業のほか、がん・急性心筋梗塞・糖尿病等につきましても事業の事務局である市立豊中病院、大阪府池田保健所・吹田保健所等関係機関と連携し、それぞれの医療体制の推進に取り組んでいます。また、救急医療につきましては大阪府から運営を受託している豊能保健医療協議会救急懇話会を通じて迅速かつ適正な救急医療体制の維持・強化に努めています。

在宅医療を含むこれらの取組みにかかる大阪府保健医療計画に盛り込まれた目標値の達成に向けては、大阪府はじめ関係機関等と連携して取り組みを進めてまいります。

② がん検診率の向上

大阪府民のがん検診率は、全国的にも低い水準にあり、胃がん、肺がん、大腸がんについては子宮がん、乳がんよりも低い受診率である。市として受診率を上げる効果的な「組織型検診体制^{xvii}」を確立するための予算措置を講じること。

【回答】健康福祉部

組織型検診体制の一環として「保健総合システム」による受診者の管理を行い、受診状況の把握に努めております。胃がん検診につきましては、現在国レベルで検査方法の検討がなされており、その動向を注視しているところです。大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診につきましては「無料クーポン券」を配布し、年度途中未受診者にも受診勧奨を実施しております。今後も引き続き、有効な手法により受診勧奨を行いながら、検診率向上に努めてまいります。

③ 不妊症・不育症^{xviii}の経済的負担軽減

2014 年 4 月より不妊治療への助成対象範囲が一部変更され、2016 年 4 月からは助成回数が増え、経済的負担が大きいことから、広く住民に周知すること。また、流産や死産を繰り返す不育症治療助成事業についても予算措置を講じること。

【回答】健康福祉部

市では、平成 24 年度から不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施し、特定不妊治療に対する助成を行っています。平成 28 年 4 月には年齢制限の導入や助成回数の変更等、国に準じて制度改正を実施予定ですので、新制度への移行に際しては、市民の混乱をきたさないよう周知に努めていきたいと考えております。また、不育症治療に対する助成制度につきましては、国等の情勢も注視しながら検討してまいります。

(2) 医療・介護サービスの連携と強化について (★)

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため、地域包括ケアシステム^{xix}の普及・定着を進めるとともに、地域包括支援センター^{xx}の機能と役割を強化すること。

【回答】健康福祉部

本市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、同システムの構築に向けて段階的な整備を進めておりますが、第 6 期計画(平成 27～29 年度)においても引き続き、取り組みを進めてまいります。また、地域包括支援センターの運営体制については、地域包括支援センター運営協議会において議論を進めており、地域支援事業内容の充実に応じた機能強化を図ってまいります。

② 介護サービス事業者等に対する指導・監査の連携強化

2011 年度まで実施されていた「介護職員処遇改

善交付金」が、2014 年度までの間介護報酬への円滑な移行に向けて「介護職員処遇改善加算^{xxi}」として創設されている。介護サービスに従事する介護職員の賃金改善効果を継続する観点から創設されたものであることから、介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう厳正な指導・監査を強化すること。

【回答】健康福祉部

制度の趣旨を踏まえ、適正な介護サービス事業運営となるよう指導・監査に取り組んでまいります。

③認知症対策の強化

「認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)」を推進する上で、地域での受け入れ体制を充実・強化するとともに、認知証サポーター^{xxii}やキャラバン・メイト^{xxiii}の養成数が大阪府内総人口の割合に対して比率が低いことから、取り組みを強化し住民へ周知すること。併せて、本人の権利が守られ、法律的に支援するための成年後見制度^{xxiv}についても広く周知すること。

【回答】健康福祉部

中央地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、引き続き認知症対策の推進に努めるとともに、認知症に対する理解者を増やすために、キャラバン・メイトの組織化や情報交換など交流を促進し、認知症サポーター養成講座を開催しやすい環境を整えます。また、今後も地域包括支援センターや市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護センターなどの関係機関と連携しながら、成年後見制度の啓発を行ってまいります。

④認知症行方不明者対策

認知症の行方不明者の増加が社会問題化している。自治体や警察、民間支援組織などが連携した地域での見守り活動や、行方不明者の情報共有ができる都道府県警察間での自治体を越えたネットワークづくりを進めること。また、医療機関や地域と連携した認知症患者を 24 時間体制で介護する家族へのサポート体制を整備すること。

【回答】健康福祉部

豊中市では市内全域に地域福祉ネットワークをもつ市社会福祉協議会と協働して、認知症高齢者・障害者

徘徊 SOS メール事業を実施しており、認知症の高齢者等が徘徊で行方不明になられた場合、予めメールアドレスを登録いただいている協力者に、その人の情報をメール配信し、認知症行方不明高齢者等の早期の発見・保護につなげています。

また、府・府警が中心となり、広域での徘徊・見守り等のネットワークをより効果的に充実を図るため、認知症に関する啓発の推進や警察・他府県との連携促進等体制の構築を検討されているところです。

また、地域の高齢者への総合的な支援を担う地域包括支援センターが地域の様々な資源とのネットワークを活用し、認知症高齢者を介護するご家族へのサポート体制を構築しています。

⑤総合的な介護支援制度の維持

医療介護総合確保推進法の成立に伴い、介護予防給付の一部が市町村事業に移行することとなる。要支援者のサービス水準の低下につながらないよう、保険給付と同様なサービスを保障すること。また、来年 4 月以降、特別養護老人ホームへの新規入所が「要介護 3～5」の人に限られ、入居待機者や介護難民が増える恐れがあることから、早急に救済策を講じること。

【回答】健康福祉部

新しい総合事業では、適切なケアマネジメントにより、利用者の心身状況に合わせ、既存の介護保険事業者による専門的なサービスの他、民間企業、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等による多様なサービスが提供できるものと考えております。また、特別養護老人ホームにおいては、大阪府の指定介護老人福祉施設[特別養護老人ホーム]等入所選考指針に基づき、要介護 1. 2 の人については、単に対象外とするのではなく、入所申込時に施設以外での生活が著しく困難である状況を把握したうえで特例入所の対象とするなど、適切な対応をしております。また一方で、住み慣れた地域で介護を受けることができるよう、ショートステイや小規模多機能型居宅介護の整備を引き続き進めてまいりたいと考えております。

(3)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい福祉の総合的な取り組み

第 3 期大阪府障がい福祉計画^{xxv}が今年度で終了する。市における数値目標及びサービスの見込量の達成度合を検証し、次期計画の達成が図れるよう大阪府と連携し対策を講じること。

【回答】健康福祉部

当市では、平成 27 年度から 29 年度までを計画期間とした「第 4 期豊中市障害福祉計画」策定に向け、各関係機関とともに取り組んでおります。この計画において、第 3 期障害福祉計画の障害福祉サービスの見込量と実績値について分析を行い、その結果もふまえ次期計画の見込量を算出しております。市における数値目標及びサービス見込量が達成されるよう大阪府と連携をとりながら実施してまいります。

②障がい者への虐待防止・予防

2012 年度における障がい者福祉施設従事者、養護者及び使用者による障がい者への虐待について、大阪府及び市町村への相談・通報・届出件数が約 540 件となっている。虐待が疑われる家庭・施設への立ち入り調査による虐待の予防や早期発見に努めるよう、大阪府と連携し障がい者と養護者に対する支援措置を講じること。

【回答】健康福祉部

当市では平成 24 年 10 月から障害福祉センターひまわり内に豊中市障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する通報・相談・届出窓口として、広報誌等で広く市民への周知を図るとともに、市内各事業所に対して障害者虐待の防止や理解、早期発見についての研修を実施しています。また、大阪府との連携のもと、虐待要因の分析や支援のあり方について検討を進めています。

(4) 子ども・子育て支援新制度^{xxvi}への移行について

(★)

2015 年度からスタートする「豊中市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、ニーズ調査結果を踏まえ、新制度前の保育時間・質を新たな負担なく保障される計画となるよう策定すること。また、すべての子どもに育成環境を保障することや、待機児童の解消、放課後児童クラブの充実、保育士・幼稚園教諭などの処遇改善策について明示され、利用者負担の軽減を図る適切な公定価格^{xxvii}を設定すること。

【回答】こども未来部

平成 27 年度からの新行動計画は、行政、保育所等子ども関連施設、地域住民、事業者などが連携・協力し、全ての子どもが健やかに育つことができる社会を実現することをめざし、平成 26 年度に実施しましたニーズ等調査の結果及び本市の子どもや子育て家庭の現状をふまえ、豊中市子ども健やか育み条例及び子ども・

子育て支援法等の法令に基づき策定しています。また、平成 30 年度当初に保育所の待機児童の解消をめざすとともに、放課後こどもクラブの充実に向け取り組みます。保育士・幼稚園教諭などの処遇改善につきましては、国の基準に基づき適切に対応するとともに、市独自の処遇改善に引き続き取り組んでまいります。また、国定保育料を基に利用者負担の軽減を図り、市定保育料を設定してまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)35 人学級の実施にむけて

子どもたちにとって学習面・生活面からも効果が見られること、また自治体の財政力によって子どもたちの受ける教育条件に格差を生じさせないため、小学校 3 年生以上においても 35 人学級を実施するよう、大阪府と連携し国に対して強く働きかけること。

【回答】教育委員会

新たな教職員定数改善計画の実施に向け、府・国に要望しております。

また、豊中市独自の学級編制の弾力化についても引き続き実施してまいります。

(2)奨学金制度の改善について

日本学生支援機構奨学金の併用者（第一種と第二種両方の奨学金を貸与される者）は、返還額が多額となることから、第一種奨学金だけではなく第二種奨学金についても所得連動型の返還制度^{xxviii}を導入するよう、大阪府と連携し国に対して強く働きかけること。

【回答】教育委員会

日本学生支援機構の奨学金については、利用者の利便性が図られるよう、国に要請してまいります。

(3)労働教育・社会教育の取り組み強化について

幼児期から高等教育段階までの教育課程において、年代にあった勤労観・職業観を養い、働く者が保護される労働法などに関する知識を学ぶ機会を拡充すること。

【回答】市民協働部

昨年度、労働者事業者双方の労働トラブルを未然に防ぐ啓発活動として、「労働トラブルを防止するために知っておきたい基礎知識」を作成し、市内の全中学校、高等学校の進路指導の先生に配布しました。各学校でこの冊子を活用頂き、これから社会にでていく若者が

最低限の労働法・労働契約等の知識を理解していただくことを狙いとしております。また、今年の成人式の際にはこの冊子を配布し、啓発を行いました。今後とも、若者向けの労働セミナーの実施など若者への啓発を講じていきます。

【回答】教育委員会

子どもたちが社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度、勤労観や職業観を育むため、小中一貫教育推進事業にキャリア教育を位置づけ、中学校区を単位とした義務教育 9 年間を見通した取組みをすすめております。

また、中学校社会科において、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について学習することをふまえ、今後も社会につながる教育をすすめてまいります。

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

最近深刻化するストーカー被害など、人権侵害に関わる問題について相談対応をより強化し、女性相談員を配置するなど体制を充実させること。

【回答】人権文化部

女性に対するストーカー被害をはじめとする人権侵害に関する相談対応は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおいて、女性のための相談窓口を開設して行っています。これまで、専門知識を有する女性相談員が電話相談、カウンセリング、DV、法律相談など多様なメニューで実施していますが、今後とも相談者に寄り添った相談事業に取組んでまいります。

(5)地方税財源の確保に向けて

今年度の税制改正により、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化による偏在是正措置が講じられたものの、消費税率 10%段階においても、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源が確保される制度となるよう、国へ積極的な要請を行うこと。

【回答】財務部

法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化は、地方公共団体の偏在是正につながるものと認識していますが、10%への消費税率引上げに伴う地方財政への影響につきましては、十分に注視する必要があると考えます。

今後、増大すると見込まれる社会保障関係経費や公共施設の老朽化対応に要する経費の財源や、地方分権の進展に伴い拡大する地方公共団体の役割を果たすために必要な税財源の確保について市長会等を通じ、適宜、国に働きかけます。

(6)個人番号（マイナンバー）利用開始に向けて

2016 年 1 月の個人番号（マイナンバー）^{xxix}利用開始を見据え、制度導入のための市内部体制の整備や担当職員の育成を図ること。併せて、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。

【回答】情報政策室

マイナンバー制度は社会基盤として機能することを想定しているため、情報政策推進会議等の既存組織の活用のみならず、プロジェクト・チームの設置や担当職員の研修など、制度の円滑な導入のために必要な措置を講じております。

また、本制度は行政機関等の公的機関だけでなく、市民や企業への影響も大きいため、国や府と連携しながら制度の周知・広報に努めていきます。

【回答】財務部

税制改正の内容については、納税通知書に同封する「お知らせ」やホームページ等で広報・周知を行うとともに、窓口相談等においても適切・丁寧な対応を行っていきます。

5. 環境・食料施策

(1)省エネ対策の推進について

節電や省エネ対策において、コンパクトで地道な「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を大阪府と連携して推進すること。

さらに、事業者が省エネに取り組む際の技術的・財政的な活動支援、特に中小企業の活動を支援する補助制度を充実させること。また、個人のエコ住宅整備促進のための補助金制度の創設・充実に取り組むこと。

【回答】環境部

大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、平成 26 年度(2014 年度)から 2 か年計画で、避難所となる小学校 5 校へ太陽光発電設備と蓄電池の設置を進めています。また、平成 26 年度(2014 年度)より事業所を対象とした省エネ診断を試行実施し、本格実施へ向けた検討を進めています。さらに、平成 20 年度(2008 年度)から実施の住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助に加えて、高効率給湯器である家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置費補助を平成 26 年(2014 年)より実施しています。

(2)エコカー普及に向けた取り組みの強化について

大阪府内でのエコカー普及をより推進するため、

市などが運営する駐車場の利用時に割引対象とするなど、エコカー利用に対してインセンティブを与えるような、時限的エコカー優遇措置の実施を検討すること。

【回答】環境部

電気自動車等の低公害車の普及促進を図るため、市役所に電気自動車及びプラグインハイブリッド車用の急速充電器 1 基の設置をすすめています。

(3) ごみの減量化、リサイクル率アップについて

市町村では、それぞれごみ減量化の取り組みを推進しているが、事業系ごみは全国平均から見ても未だ高い水準にある。ごみ減量の取り組みをさらに推進するためにも、事業者、一般家庭ともにごみの分別回収の徹底やリサイクルの推進についてキャンペーンを実施するなどの積極的な取り組みを展開すること。特に、食品廃棄物の大幅削減のために、小中学校での社会科や総合学習の時間、また食育プログラムの中でも食品廃棄物の問題を盛り込むことや、食品ロス^{xxx}の削減活動を行う民間団体（フードバンク^{xxxi}など）とも連携した施策を実施すること。

また、循環型社会の実現のため、リサイクル製品の購入（グリーン購入^{xxxi}）が促進されるよう、総合的な環境対策を実施すること。

【回答】環境部

事業系ごみの削減に向けては、平成 25 年 1 月から公共の教育施設で再生資源の分別収集を開始するとともに、多量排出事業所に対しては、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を求め、それに基づき立入調査を行っています。引続き、事業系ごみにおける分別の徹底やリサイクルを推進するため、『事業系一般廃棄物減量マニュアル』の改訂を行い、市内全事業所へ配布し、具体的な取組み方策についての情報提供を行う予定としております。また、事業所向けのごみ減量情報誌の継続発行等の取組みを進めていきます。

また、家庭系ごみに関しましては、市内全世帯に分別周知のための冊子を配布しているほか、地域団体等からの申込みにより、ごみ減量や分別周知を説明する出前講座を開催しています。更に、地域の自治会組織から推薦された廃棄物減量等推進員との連携による分別の周知活動の取組みも行っているところです。

食品廃棄物の削減については、「第 3 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の中で食品ロスの削減を重点取組み項目の 1 つとして掲げ、小学校における給食の食品残渣削減に関して、関連部局との連携により取組

みを進めていっているところです。小学校へは、主に 4 年生を対象としたごみ収集車を派遣する出前講座の実施を行っており、今後はその機会を活用し、分別等の周知と併せて食品ロス削減についての環境学習も行っていく予定です。また、幼稚園や保育所（園）に対しての出前講座についても拡大を図っており、小学校同様、食品ロス削減についての内容も盛り込んでいく予定です。

フードバンクにつきましては、府や北摂他市との情報共有等、他自治体の取組状況を勘案して、今後の対応について検討を行う必要があると考えています。

リサイクル製品の購入促進については、府等からの周知依頼があった場合には、庁内への情報提供をよびかけ、他部局との情報共有を図りたいと考えています。

(4) 水循環の実態把握と条例の制定について（★）

水循環基本法^{xxxi}の成立に伴い、市においても「水循環基本計画」に準ずる行動計画を策定すること。策定に当たっては、住民の声が反映されるよう、労働者代表や利用者をはじめとするステークホルダーが参画した検討の場を設置すること。

また、水循環の実態を把握するとともに、湧水保全、雨水貯留対策、河川災害対策なども含めた総合的な流域治水に関する条例を制定すること。

【回答】上下水道局

行動計画については、平成 27 年度に示される予定の「水循環基本計画」の動きを注視しながら、本市上下水道事業の総合計画である「とよなか水未来構想」およびその「実行計画」への反映を検討してまいります。

総合的な流域治水については、関係機関と一体となった取組みが不可欠となることから、市町村だけでなく、国や府県と連携を密に図りながら、水循環の実態把握や制度構築に努めていきたいと考えています。

(5) 食品の安心・安全の向上について

食の安全性確保のため、保健所などにおける食品衛生業務の拡充や、食品に関する苦情相談、製造・流通段階での監視・指導などを強化すること。特に、今後の食品表示法^{xxxi}に関連した施策の具体的な実施に向け、大阪府と連携し、取組みの周知、施策の運用など、混乱を生じないよう計画的に行うこと。

【回答】市民協働部

市内の小売店舗に対し、点検・調査を行い、パンフレット等を活用しながらきめ細やかな指導、啓発を行うとともに、市民や事業者からの相談や問い合わせに迅速

に対応するため、大阪府や保健所等関係機関と連携を図り、食の安心・安全対策に取り組んでまいります。

【回答】健康福祉部

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第24条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年厚生労働省告示第301号)に基づき、毎年度、市食品衛生監視指導計画を策定し、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止と食の安全性を確保するため、関係機関と連携を図りながら効果的かつ効率的に監視指導に取り組んでまいります。

(6)地産地消の取り組み強化と6次産業化の推進にむけて

①地産地消の推進

地域の食糧自給力の向上をめざし、地産地消の取り組みをさらに推進すること。具体的には、①「大阪産(もん)」^{xxxv}のビジネスマッチング事業や観光産業との連携、②地域産の食材を学校給食や福祉施設などで積極的に提供すること、③幼稚園・保育園・小学校・中学校などでは食育推進の取り組みと連携を図るなどの総合的な取り組みを実施すること。

【回答】市民協働部

平成21年度から豊中市地産地消推進事業補助金交付要綱を制定し、市内の農業者が学校給食等へ地場産農産物を出荷した場合に補助金を交付し、安心・安全な農産物の提供と地産地消の推進を図っておりますが、今後も農業者等と連携を図り地産地消・食育の推進に取り組んでまいります。

【回答】健康福祉部

障害児者施設では、給食食材を市内業者から購入する際には、できる限り地域産の食材を選択することとしております。

【回答】こども未来部

公立保育所においては、地産地消の取り組みとして豊能地区産のお米を使用しています。

また、豊中市食育推進計画におきましても、全市的に連携して食育推進に取り組んでおります。

【回答】教育委員会

地域産の食材については、豊中市総合計画並びに豊中市食育推進計画に基づき、引き続き学校給食における地産地消の推進を図ります。

また、幼稚園・小学校・中学校の食育推進の取り組みとしましては、調理体験を通して食を身近なこととして考えられるよう、親子料理教室を開催しております。

今後も親子料理教室を継続するとともに、学校における食に関する取り組みの支援に努めてまいります。

②6次産業化の推進と担い手の確保・育成

地域資源を活かした6次産業化^{xxxvi}の推進のためにも、農産物にとどまらず、大阪の木材・間伐材の利用や大阪で獲れた魚介類など、林業・水産業も視野に入れた取り組みを展開すること。さらには、農林水産業の担い手確保と育成のため、事業が安定的に継続できる経営所得の確保などを通じ、生産活動の維持・発展・競争力強化につながる具体的な施策を講じること。

【回答】市民協働部

市街化の進んだ当市においては農産物以外での6次産業化は困難ですが、農産物を活かした6次産業化の推進及び農業後継者の育成を図るための取り組みを進めてまいります。

6.社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策

(1)住宅弱者への居住確保にむけて

障がい者世帯、高齢者世帯、低所得者世帯、ひとり親家庭、DV被害者世帯など、住宅政策においても配慮が必要な福祉世帯に対する住宅施策について、これまでの市町営住宅の応募・入居状況を明らかにすること。さらに入居できなかった世帯に対する情報提供などを含む支援策など、住宅弱者への対策をより手厚く実施すること。

【回答】都市計画推進部

平成25年度は市営住宅入居者募集を3回行いました。募集住戸のうち、シルバーハウジングを7戸、車いす常用障害者向け住宅を3戸(うち単身者用が1戸)、子育て世帯向け住宅を1戸募集し、入居いただきました。平成26年度においては平成26年12月末までに2回募集を行い、シルバーハウジングを6戸、車いす常用障害者向け住宅3戸(うち単身者用が2戸)募集し、入居いただいている状況です。

現在豊中市では、大阪府と連携し、入居制限をしない民間賃貸住宅「大阪あんしん賃貸住宅」や、居住支援団体などの情報提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」の普及や啓発に努めております。また、高齢者の住替えニーズに対応するため、NPO法人との協働事業で高齢者の住替え相談会等を行っております。今後も、啓発活動と支援事業の周知に努め、居住の安定確保を図ってまいりたいと考えております。

(2) 交通網の施策強化にむけて

2013 年 12 月に公布・施行された交通政策基本法^{xxxvii}に基づく国の「交通政策基本計画」が 2014 年 11 月に策定される予定となっている。これを受けて、大阪府が策定した「公共交通戦略」も踏まえ、住民が利用しやすい交通手段を確保することなど、地域の実情に応じた総合的な交通・運輸政策を推進するよう、今後の交通政策全般についてどのような取り組みがなされるのかを明らかにすること。新たな取り組みを行うにあたっては、交通運輸産業に従事する労働者代表を関連する審議会などに参画させるなど、利用者、地域住民の意見を必ず反映させること。

また、市においても、交通政策基本法に努力義務として位置づけられている「交通政策基本計画」を策定すること。

さらに、市の交通・運輸やまちづくり施策の推進に当たっては、これら関連施策を横断的・一元的に取り扱う専門部署を設置すること。

【回答】都市基盤部

市内には、13 の鉄道駅があり、路線バスも充実していることから、公共交通の利便性が高いまちであると考えておりますが、人口減少や、少子高齢化が進む中、現サービスの低下も考えられることから、公共交通のあり方を検討していく予定としています。

平成 27 年度は、市内部的な議論、平成 28 年度以降に外部的な議論を進める予定で、その際には必要に応じて交通事業者や市民が参加した組織を設置したいと考えております。その後、公共交通のあり方の方向性に応じて計画の策定を検討して行きます。

また、これらの検討を進めるため、体制の強化を図ってまいります。

(3) 自転車運転者のマナー向上と自転車レーンの整備について

2013 年 12 月施行の改正道路交通法で路側帯での自転車の左側通行が義務化されたが、自転車運転者のマナーの問題などもあり、自転車に関連する事故は多発している。道路上での自転車事故を防ぐため以下 2 点について具体的な対策を講じること。

- ① 改正道路交通法の趣旨を広く周知するとともに、自転車運転者のマナー向上のため、警察による監視強化期間やキャンペーン期間を設

けた住民への啓発活動など、運輸局や大阪府、関係事業者とも連携した取り組みを行うこと。

【回答】都市基盤部

市では、警察署や大阪府など、関係機関と連携しながら交通安全教室を実施するとともに、駅頭やマナー改善要望の多い箇所では啓発活動を行い、正しい自転車のルールについての指導・啓発を行っています。今後もより充実した手法を検討しながら、自転車の事故防止に努めてまいります。

- ② 自転車レーンの整備を早急に行うこと。その際には、歩道および車道と構造的に分離した自転車レーンの整備を検討すること。また、バスの停留所やトラック・タクシーベイにおける動線の確保、集配車両やバス・タクシーなど、駐停車が欠かせない車両に配慮した施策を講じること。

【回答】都市基盤部・都市計画推進部

自転車通行空間につきましては、安全で快適な自転車利用環境の創出を目的に、平成 26 年 6 月に「豊中市自転車通行空間の考え方」を策定し、平成 27 年度から試験施工として、路面のカラー化と自転車マークによる自転車通行帯を整備する予定です。その後、試験施工の効果検証を行い、全市的な取り組みを検討します。その際にはバス停留所等の車両の停車を考慮した計画が必要と考えています。

(4) 災害対策の強化にむけて (★)

① 社会インフラ対策強化にむけて

電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの基幹設備や管路の耐震化が促進されるための取り組み、および主要幹線道路や橋梁のメンテナンスにも着目した充分な予算措置などを行い、社会インフラの耐震化を早急に進めること。また、ライフライン事業者などの関係企業・防災関係団体との連携の際には、ICT^{xxxviii}を活用した情報共有システムなどを構築し、大規模な災害発生に備えること。

【回答】危機管理室

ライフライン事業者等との連携については、ICT の活用も含めて効率的な方法を検討していきます。

② 非常時における情報提供と避難行動要支援者の支援体制について

大規模災害など、緊急事態発生時に、市域にいるすべての人(旅行者や外国人、高齢者や障がい者

などを含む)が避難・防災情報にアクセスできるよう、ICTを活用した「防災情報伝達システム」を整備し、高い防災性を備えた街づくりを推進すること。また、災害発生時の避難行動要支援者への支援について、地域の企業や学校などと連携したネットワークを構築し、迅速な避難ができる体制を構築すること。さらに、地域での避難行動要支援者の実態把握を行い、避難後の生活支援も想定した福祉避難所^{xxxix}の設置を推進すること。

【回答】危機管理室

緊急時の情報提供については、防災無線、緊急速報メール、市のホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど多様な方法で発信しています。今後も効果的な情報発信について検討していきます。避難行動要支援者への支援については、福祉担当部局及び社会福祉協議会、地域住民等と連携して支援の仕組みづくりを進めていきます。福祉避難所については、災害時には市内の福祉施設を福祉避難所として利用できる協定をそれぞれの施設と締結しております。

③津波への対策強化

今後発生が予測されている巨大地震による津波の発生に対し、大阪府と連携し必要な対策を早急に講じること。

【回答】危機管理室

大阪府の津波浸水想定や大阪府地域防災計画と整合を図りながら、津波被害対策を検討していきます。

④災害時の帰宅困難者等の対策強化にむけて

災害発生時の帰宅困難者対策について、大阪府域の関係機関・企業・団体が連携し、帰宅困難者対策について策定中であるガイドラインが適切に運用されるよう、随時、大阪府や関係機関との災害発生時を想定した訓練などを行うこと。また、ガイドラインの内容を市内の事業者や住民に広く周知すること。

【回答】危機管理室

地域と連携して帰宅困難者対策訓練を実施しています。今後も大阪府と連携し、府の地域防災計画と整合を図りながら、帰宅困難者対策を検討していきます。

(5)防犯対策強化について

①犯罪防止対策への補助について

大阪府の街頭犯罪は、今年も6月までで全国最多となっている。街頭で発生する犯罪の抑止効果がある防犯カメラについて、大阪府が実施する市町村への設置補助事業を活用し、市内の犯罪発生状況を調査のうえ、効果的な場所に順次設置を進めること。

【回答】危機管理室

防犯カメラについては、自治会に対し設置費用の補助を実施しており、今後も地域住民の皆様が必要と考える場所への設置を支援していきます。

②公共交通機関への防犯対策について

公共交通機関において、駅構内・車内における係員への第三者による暴力行為が増加傾向にある。国交省などでも暴力行為防止に向けたキャンペーンを実施しているが、市でも広報紙やホームページを活用するなど、広く住民にアピールする具体的な啓発活動を行うとともに、特に暴力行為が多く発生している夜間の時間帯の警察による巡回強化など犯罪防止対策に努めること。

【回答】危機管理室

公共交通機関、警察や防犯協議会などの関係団体と連携して、効果的な対策を検討していきます。

(6)雨に強いまちづくり（集中豪雨対策）について

(★)

近年、世界的な環境の変化により日本の気象にも大きな変化が表れている。特に、昨年大阪駅周辺でもみられた集中豪雨による都市の浸水は、住民の生活のみならず経済活動や交通網にも大きな影響を与えている。集中豪雨の発生に備え、下水道防災センターを設置し、浸水対策を強化すること。具体的には、河川および雨水排水路の容量を拡大するなどの整備や下水道の逆流防止対策などのインフラ整備を行うこと。

【回答】上下水道局

近年、集中豪雨による浸水被害が度々発生していることから、平成11年度にレベルアップした新下水道計画を策定し、浸水対策を進めています。今後も引き続きバイパス(増補)管等の整備を行うとともに、河川管理者等と連携を図りながら、雨に強いまちづくりに取り組んでいきます。

(7)踏切事故防止対策について

大阪府では鉄道事業者との踏切事故防止対策を実施しているが、市においても踏切事故防止のために、歩道拡幅などの速効対策を進めるための、必要な措置を行うこと。また長期的には踏切の除却をめざした立体交差化などの抜本対策を鉄道事業者と連携して推進すること。

【回答】都市基盤部・都市計画推進部

踏切事故防止の速効対策につきましては、現在、市内で最も問題があると考えられる服部天神駅北側の踏切に関し、南側地下道を活用した迂回路の整備を進めています。今後も地元の意見や現地状況を見ながら有効な対策を進めてまいります。

また、立体交差化につきましては、開かずの踏切解消や車両等との事故を防止するために最も有効な手法であり、沿線周辺のまちづくりとの相乗効果を期待しながら取り組みを進めることが求められています。合せて、事業期間が長期にわたり膨大な事業費を要することから、慎重に検討を進めて行く必要があります。

事業推進にあたっては、大阪府をはじめ鉄道事業者など関係機関並びに沿線住民の方々と連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

i. 連合大阪リビングウェイジ

最低生活保障給として、連合大阪が独自で算定している。労働者の最低生計費は、①健康で文化的な最低限度の生活ができる、②労働力の再生産に必要な最低限度の生活ができる、③最低限度の社会的体裁が保持できる、この三つの条件を満たす必要があると考え、そのために必要な生活必需品・サービスをマーケットバスケット方式（食料・衣類など生活に必要な品目ごとに標準量を求め、それに価格を乗じて合算する）で算出した。2008年は時間額870円としたが、2014年7月に改定し、現在は時間額990円と設定している。

ii. 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

iii. 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施しています。

iv. 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

v. 女性年齢階級別労働力率：M字カーブ

女性労働者の働き方をグラフに表すと、30歳代が就業していないためM字型曲線を描く。

vi. 男女いきいき・元気宣言

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともにいきいきと働くことができる取り組みを進める事業者を、大阪府が「男女いきいき・元気宣言」事業者として応援している。

vii. くるみんマーク

企業が行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、労働局へ申請することによって、次世代に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができ（くるみんマークの認定）、認定された企業には、税制優遇制度がある。

viii. 大阪観光局

オール大阪で観光振興を担う観光プロ組織として、平成25年度より設立。民間の経験豊かな観光のプロによるトップマネジメントのもと、民間の視点で事業を行う。

ix. MOBIO

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

x. ものづくり B2B ネットワーク

全国のものづくりに関する発注ニーズ（部品発注、加工依頼、試作依頼など）を一括して受け、それらのニーズに的確に対応できる大阪の元気なものづくり企業を紹介するために、民間と行政が連携して運営する窓口のこと。B2Bとは、Business to Businessの略称で、企業間取引を指す。

xi. 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

xii. 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48ヶ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

xiii. 下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができ

るよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

^{xiv}. 下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

^{xv}. BCP Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

^{xvi}. 大阪府保健医療計画

大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションまで切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズをみたす必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざす。特に、5 疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患）4 事業（救急医療・災害時医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療の分野について、それぞれの医療機能を明示するとともに、取り組み方向及び目標を定め、PDCAサイクルを効果的に機能させながら取り組んでいる。

^{xvii}. 組織型検診体制

対象とする年齢等を明確化し、明確化された人々が個人単位で把握され、がん検診の対象者名簿が作成されている高い受診率を確保できる体制。作成されている名簿を用いて、適切な時期に対象者への受診勧奨を実施し、受診しない人には再度呼びかけ受診を促す。

また、質の高いがん検診が提供できているかどうか、実施している事業所、市町村単位に検

診の事業評価を行う。

^{xviii}. 不育症

妊娠はするものの、2 回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。また、1 人目を正常に分娩しても、2 人目、3 人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

^{xix}. 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

^{xx}. 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもの。

^{xxi}. 介護職員処遇改善加算

平成 24 年度介護報酬改定により、介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成 23 年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成 27 年 3 月 31 日までの間「介護職員処遇改善加算」が創設された。

^{xxii}. 認知証サポーター

認知証について正しい知識を持ち、認知証の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を作っていくボランティア。各地域で実施している「認知証サポーター養成講座」を受講する必要があり、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが配布される。

xxiii. キャラバン・メイト

地域や職域における「認知証サポーター養成講座」の講師役のこと。

xxiv. 成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、その人を援助してくれる人をつけてもらう制度。

xxv. 大阪府障がい福祉計画

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づき、国の基本指針に即して、3年間の障がい福祉サービス見込量等を示す計画。

xxvi. 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てで支援を総合的に進める仕組み。地域の実情に応じた学校教育・保育の整備を行うとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援を実施。消費税 10% 引き上げの時期を踏まえて、平成 27 年 4 月を目途にスタートの予定。

xxvii. 公定価格

教育や保育に通常要する費用の額を国の基準で算定した額。通常要する費用とは、子どもの認定区分や年齢、保育の利用時間や定員規模、地域区分等、区分ごとに必要な人件費や事業費、管理費等の経費のモデルを国として考え、それを子ども一人当たりの月額という形で示したものの。

xxviii. 所得連動返還型無利子奨学金制度

家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入（年収 300 万円）を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度。

xxix. 個人番号（マイナンバー）

住民票を有する全ての方に対して、1 人 1 番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定する。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになる。

xxx. 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。

xxxi. フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

xxxii. グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性を考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

xxxiii. 水循環基本法

国内の水資源の保全を図ることを目的として 2014 年 3 月 27 日に成立した法律。これまで 7 つの省が河川や上下水道、農業用水などを管理してきたが、内閣に「水循環政策本部」が設置され、一元的に管理、規制する体制になる。これまで法律で規制されてこなかった地下水も国や自治体の管理対象に含められている。

xxxiv. 食品表示法

食品の賞味期限や保存方法、栄養成分などの表示は、これまで食品衛生法と JAS 法、健康増進法の 3 つの法律でバラバラに定められていたが 1 つの法律にまとめた。

xxxv. 大阪産（もん）

大阪府で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品（「大阪産(もん)名品」）。

xxxvi. 6 次産業化

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め(足し算)ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算($1 \times 2 \times 3 = 6$)であるとも言われている。

xxxvii. 交通政策基本法

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013年12月4日施行。

xxxviii. ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術)

情報・通信に関連する技術一般の総称。「IT」とほぼ同様の意味。

xxxix. 災害時に高齢者や障がい者、妊婦ら一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所。バリアフリー設備のほか、介護福祉士や看護師といったスタッフの支援が必要なため、全国の指定施設の多くが高齢者施設。